

観音寺市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、観音寺市長等から定期監査及び財政援助団体等監査の結果に対する措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月30日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 大賀正三

- 1 措置を講じた部局
観音寺市長
観音寺市教育委員会
- 2 監査実施期間
平成29年1月13日から同年2月20日まで
- 3 監査結果報告書の提出日
平成29年2月24日
- 4 措置通知年月日
平成29年3月7日付（観音寺市長）
平成29年3月9日付（観音寺市教育委員会）
- 5 措置内容
別紙のとおり

【監査委員の指摘事項、意見等に対する措置内容】

対 象 部 局	政策部 秘書課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 現金出納帳の出納員の書換えがされていなかったのので、異動後速やかに書換えされたい。また、預金通帳は預金の保全を図るため、速やかに決済専用通帳に変更されたい。 ○ 市長交際費について、支出の原因となる文書のみが保管されていた。支出の必要性や妥当性、支出の責任の所在を明らかにするために、適正な支出行為を行われたい。 ○ 市広報紙やホームページの広告料収入について、今年度の予算額は確保されているが、市ホームページには現時点で広告掲載は無い。市民サービスの向上や地域経済の発展のために積極的に広告を募集し、民間企業等との協働により新たな財源を確保されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 異動後の出納員に書換えた。また、預金通帳は決済専用通帳に変更した。 ○ 支出の原因となる文書に所属長が押印し、責任の所在を明らかにするよう改めた。 ○ 市ホームページの広告については、今後も継続して募集のPRを行い、掲載無の解消に努める。 	

対 象 部 局	市民部 人権課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅新築資金等貸付償還事業について、滞納者には訪問や督促を実施しているが、滞納者の状況調査を積極的に行い、より強力な徴収対策を実施し滞納額の減少に努められたい。 ○ 駐車場プリペイドカードについて、未使用のものが2枚あったが、使用簿が作成されていなかった。換金性があるものなのでカード毎に使用簿を作成し、使用時は課長の確認印を押印されたい。また、領収書は使用の都度整理保管されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 滞納者に対し、訪問や呼び出しを行い、随時「督促状」「催告書」等を送付しているが、今後は滞納者の実態把握を積極的に行い、徴収対策を強化し滞納額の減少に努める。 ○ カード毎に使用簿を作成するとともに、プリペイドカードの適正な管理を行う。 	

○ ふれあい喫茶は、地域住民との交流や団らんの場として好評のようであるが、早朝からの準備などが負担にならない程度に実施されたい。	○ 地元ボランティアの確保に努め、職員の負担軽減を図る。
--	------------------------------

対 象 部 局	健康福祉部 健康増進課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ ETCカード使用簿に利用金額を記入する欄がなく、支払時に確認ができないと思われるので、様式を改められたい。 ○ 駐車場プリペイドカードについて、未使用のものの使用簿が作成されていなかった。換金性があり紛失防止のために、カード毎に使用簿を作成し管理されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ETCカード使用簿の備考欄に利用金額欄を追加し記入するようにいたしました。 ○ 駐車場プリペイドカードについて、未使用のものの使用簿を作成し、管理するようにいたしました。

対 象 部 局	経済部 商工観光課	
	指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出張命令簿の備考欄には、旅費支給の根拠となる交通手段を記入されたい。また、命令年月日も記入漏れが見受けられた。 ○ 切手の受払簿について、使用枚数や残高枚数がわかりにくいところがあったので、総務課備付の様式に倣い管理されたい。 ○ 未使用の駐車場プリペイドカードが2枚あった。換金性があり紛失防止のために、カード毎に使用簿を作成し管理されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 記入漏れのあった、命令年月日と交通手段の追記修正し、新規分も入力漏れないように周知した。 ○ 切手の受払簿については、指摘後直ぐに総務課備付の様式に変更致した。 ○ 駐車場プリペイドカードについても、指摘後直ぐに使用簿をカード毎に分けて管理するよう改善した。

<p>○ 多くの団体等に補助金を交付しているが、地方自治法第232条の2において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされているように、補助金の交付にあたっては「公益性」があることが求められる。補助金は公金であることに十分留意し、支出に対し説明責任が果たせるように公平な交付決定をされたい。</p> <p>ちょうさ会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目新しいイベントを工夫して行われている。海外から外国人の入場も近年増加しているなど、賑わいがみられる。これからも地域や観光客が楽しめる場所として、益々活性化を図られたい。 <p>豊浜コミュニティセンター海の家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化対策には相当な経費が必要となってくるが、厳しい財政状況の中で引き続き計画的な修繕等を行われたい。 ・研修室や宿泊施設をより多くの人に有効に利用されるように、周知の方法を工夫されてはどうか。 	<p>○ 各種の団体への補助金については、市補助金等交付規則やその他の規定に基づき交付している。公平性、公益性に鑑み補助団体の支出内容を充分精査するとともに、各種団体に通達指導します。</p> <p>ちょうさ会館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会館の活性化に向け、今後もイベント内容を工夫したい。更には、外国人客が利用し易い受け入れ態勢を充実させ誘客に努めていきたい。 <p>豊浜コミュニティセンター海の家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化対策に伴い、修繕箇所が毎年発生しており、職員で修繕出来るものは極力自前で修繕するなど、引き続き予算も有効に執行し利用者にとって利便性が高い施設の維持管理に努めていきたい。 ・地元企業や団体などに、研修室や宿泊施設を利用していただけるように、営業PRもしていきたい。
--	--

対 象 部 局	建設部 都市整備課
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容
<p>○ 公営住宅使用料の滞納者には、電話や訪問による督促を実施しているが、収納率の向上には至っていない。今年度から悪質滞納者に対し調停手続きを行うなど、法的措置を実施することにおおいに期待するところである。今後も継続的に</p>	<p>○ 観音寺市営住宅家賃等滞納整理要綱に基づき、公平な対応に努める。</p>

<p>徴収強化策に取り組み、滞納額の減少に取り組まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと緑化推進事業でグリーンフェスティバルを10月に実施しているが、1月末現在補助金が未交付である。事業完了後は、速やかに手続きするように補助団体に指導されたい。 ○ 出張命令簿の備考欄には、旅費支給の根拠となる交通手段を記入されたい。また、命令年月日も記入漏れが見受けられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助団体の報告や請求手続きが遅くならないよう、今後は適切に指導する。 ○ 命令年月日及び交通手段の記入漏れを修正するとともに、今後は入力するよう徹底する。
---	--

対 象 部 局	上下水道部 下水道課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ ETCカード使用簿の確認印は、使用者ではなく課長の確認印を押印されたい。 ○ 駐車場プリペイドカードの使用簿は、カード残額の把握や紛失防止のためにカード毎に作成し、管理されたい。 ○ 下水道使用料の減免申請書の日付が、未記入のものが見受けられた。日付は申請者の意思表示に関わるものなので、不備のない申請書の提出を求めるよう注意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 使用簿の様式に課長確認印欄を追加しました。 ○ カード毎の使用簿を作成しました。 ○ 提出済の申請書の日付の確認・整理を行いました。また、今後の減免申請書受付の際には、日付の確認を徹底いたします。 	

対 象 部 局	上下水道部 水道局 監理課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 料金徴収業務等を委託しているが、費用対効果を意識し、更に適正で効率的な委託となるように内容を厳格に点検し、委託の成果等を検証されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 料金徴収業務については、収納率は現年度、過年度ともに前年度実績及び計画を上回る状況にあり、今後も定期的な報告会議等による事業の点検、成果検証を行ない、目標を掲げてお客様サービスの向上、収納率の向上に努めていきたい。 	

対 象 部 局	上下水道部 水道局 工務課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事請負契約で契約保証金が免除の場合、根拠規定の記載のないものが見受けられた。契約保証金を免除する場合は、契約規則のいずれかの該当条項を契約書に記載する必要がある。また、工事着手届や見積書に日付が記載されていないものが見受けられたので、届書類等はよく確認して受領されたい。 ○ 年休簿や出張命令簿など、庶務管理システムで事務処理することとなっているものについて、未だに帳簿にて決裁されていたので、適正な方法に改められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 契約保証金の免除については、工事請負契約書に「観音寺市契約規則並びに観音寺市工事請負契約約款により請負契約を締結し」と記載済みである。今後は、負担行為等支出書類に根拠規則、約款を記載することとする。 また、届出書類等は、日付等の記載を確認し、漏れの無いようにします。 ○ 庶務管理システムを活用し、帳簿決裁を無くします。 	

対 象 部 局	教育部 市民スポーツ課	
指 摘 事 項、意 見 等	措 置 内 容	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動公園の土地借上げ料について、契約更新時は土地借上げの必要性も含め、適正な料金を検討されたい。 ○ 教育使用料は特別な場合を除き、体育施設の使用許可と同時、または、使用前日までに納めることとなっているので、収入未済が発生しないように使用申し込み時に注意されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運動公園の土地借上げについては、都市公園法の建ぺい率により土地を借上げている。料金については、適正な料金を検討したい。 ○ 収入未済が発生しないように適正な処理を実施します。 	

対 象 部 局	教育部 少年育成センター	
	指摘事項、意見等	措 置 内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公用車運転日誌に、給油の状況が記入されていないかった。 ○ 時間外勤務はその都度命令されるものなので、手書きで管理されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給油した時には、給油量を公用車運転日誌に記入いたします。 ○ 手書きで管理いたします。

【財政援助団体監査の結果に係る監査委員の意見に対する措置内容】

対 象 部 局	(公社) 観音寺市シルバー人材センター 健康福祉部 高齢介護課	
	意 見	措 置 内 容
	<p>2 所管部局について</p> <p>(1) 監査対象団体への補助金交付決定書は、「公益社団法人観音寺市シルバー人材センター補助金交付要綱」の規定に基づいた交付決定書を交付されたい。</p> <p>(2) 今後も監査対象団体から毎月提出される実施状況報告書の内容が、事業計画に従って実施されているか適時確認されたい。</p>	<p>2</p> <p>(1) 「公益社団法人観音寺市シルバー人材センター補助金交付要綱」の規定に基づいた交付決定書を交付いたします。</p> <p>(2) 実施報告書の内容が、事業計画に従って実施されているか確認に努めます。</p>

【公の施設（観音寺市豊浜総合体育館）の指定管理者監査の結果に係る監査委員の意見に対する措置内容】

対 象 部 局	(株) コナミスポーツクラブ、(株) 四国ダイケン 教育部 市民スポーツ課	
	意 見	措 置 内 容
	<p>1 監査対象団体について</p> <p>(1) 小学生向けに長期休業期間中等の体験会の案内を、市教育委員会を通じて市内の各小学校へ配布しているが、配布の依頼は教育委員会宛に文書でされたい。</p>	<p>1</p> <p>(1) 教育委員会宛て文書にて依頼します。</p>

<p>2 所管部局について</p> <p>(1) 本施設は供用開始から10年以上が経過し、修繕箇所が増加している。協定書の業務仕様書にあるように、修繕費用は市が負担することとなっている。器具や施設の修繕には、特定業者での修繕が多く見受けられるので、最小の経費でより効果的に修繕が実施されるように、事前に指定管理者と協議するとともに、修繕に係る記録も残すようにされたい。</p> <p>(2) 施設の管理業務を条例に規定しているが、観音寺市豊浜総合体育館指定管理者協定書に条例と異なる下記のことを規定していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に関する業務 ・体育館の管理運営に関し指定管理者が申請し、市が必要と認めた業務 <p>(3) 利用料金について、条例では「既に納入された利用料金は還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により総合体育館を利用できないときは、利用料金を還付することができる。」となっているが、指定管理者からの事業計画書では、利用日の前日まではキャンセル返金ができるとなっている。</p>	<p>2</p> <p>(1) 修繕に関する記録簿を作成し、保管するようにいたします。</p> <p>(2) 指定管理者と協議して、次年度に協定書を条例どおりの規定に修正するように検討します。</p> <p>(3) 条例どおりの適切な管理に努めてまいります。</p>
--	---